

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナムという。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
The Project for Human Resource Development Scholarship
G/A 締結日：2023年12月27日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナムにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 成長と競争力強化

ベトナムは2021年の第13回共産党大会において、「社会経済開発10か年戦略（2021~2030年）」及び「社会経済開発5か年計画（2021~2025年）」を示した。同戦略・計画では、2030年までに「近代的な工業を有する上位中所得国」になること、また、2045年までに「高所得国」になることを中長期目標として掲げている。これらを実現するためには、ベトナムの経済発展にとって適切な政策を立案・実行しうる高度かつ中核的な行政官等を育成することが求められている。

2) 脆弱性への対応

ベトナムは2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明しており、気候変動・災害・環境破壊等への取組の更なる強化が求められている。高齢化の進展に伴う社会福祉の向上も要請される中、ベトナムの発展を取り巻く様々なリスクを適切に認識しつつ、脆弱性を最小化するための政策を立案・実行できる行政官等の育成が求められている。

3) ガバナンスの強化

ドイモイ以降、社会・経済の急速な発展に伴う変化に対応するため、行政改革等、各種改革が実施されてきたものの、その変化に十分に対応できる人材が不足しており、特に国家を担う中核的な行政官等の育成は、ベトナムにとり喫緊の課題である。

- (2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位

置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2017年12月）では、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化を重点分野として定めている。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年6月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）では、以下の三つの協力重点分野において開発課題を設定しており、我が国及び JICA の協力方針・分析との整合性が認められる。

- ・ 成長と競争力強化：「市場経済システム強化」、「経済インフラ整備・アクセスサービス向上（運輸交通・エネルギー）」、「産業人材育成」、「農業・地方開発」が含まれる。
- ・ 脆弱性への対応：「保健及び社会保障」、「気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応」が含まれる。
- ・ 社会開発の促進：「司法機能強化」、「行政機能強化」が含まれる。

（3）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、英国、米国、フランス、ドイツ、韓国、中国の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

（1）事業目的

ベトナムの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に1期あたり最大50名（修士課程45名、博士課程5名）の留学生が、本邦大学院において、ベトナムにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

685百万円（概算協力額（日本側）：685百万円）

（5）事業実施期間

2023年7月～2028年3月を予定（計57ヶ月）

（6）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ベトナムにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育訓練省、計画投資省、在ベトナム日本国大使館、JICAベトナム事務所

（7）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

我が国の援助活動：「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進する行政官の育成を目指す。留学生プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2）他援助機関等の援助活動

特になし。

（8）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項：該当なし

3）ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

（9）その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

（1）定量的効果

指標名		基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名) ¹	修士	0	45
	博士	0	5
留学生の学位取得率(%) ²	修士	0	95
	博士	0	65

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ①留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ②留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官等が本邦大学院における学位取得し、同国の開発課

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

題の解決に資する専門知識等を習得するとともに、国際的な知的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化及び友好親善関係の構築に資するものである。また、SDGs ゴール 4、8 及び 9 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
 - 4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上